

建築設計基準（令和7年改定）【概要】

■目的・概要

建築設計に関し、官庁施設として有すべき性能を確保することを目的に、「官庁施設の基本的性能基準」に定める性能の水準（例えば、施設の外観等の景観性、人や物の移動に関する利便性）を満たすための標準的な手法や技術的事項を定めたものです。

■主な内容

- ・配置計画（建物のボリューム、動線、敷地の利用）に関する事項について
- ・階層・平面計画（事務室、交通部分、便所、設備関係諸室等）に関する事項について
- ・立面計画や断面計画に関する事項について
- ・外壁・屋根・防水に関する事項について
- ・内装・建具・扉・窓に関する事項について
- ・各部の詳細（家具、手すり、エレベーター、案内・サイン等）に関する事項について
- ・外構（構内通路、駐車場、囲障、雨水排水、植栽等）に関する事項について
- ・建築非構造部材その他の耐震設計に関する事項について

■主に使用する時期

- ・設計段階、工事段階

■適用方法

＜業務委託等を行う際の適用方法＞

- ・設計業務、設計意図伝達業務、工事監理業務等の適用基準として、業務委託特記仕様書等に特記します。

＜業務実施時の適用方法＞

- ・本基準の技術的事項等に基づき、各部の設計を行います。
- ・設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等や、工事監理において、本基準を確認します。

■適用に当たっての留意事項 〔【発】発注者、【設】設計者、に対する事項〕

- ・本基準を適用する際に必要となる具体的な事項が「建築設計基準の資料」に示されていますので、併せて参考として下さい。【発】【設】